

鳴門市大麻大型共同作業場使用事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

鳴門市産業振興部 商工政策課

1 概要

(1) 件名

鳴門市大麻大型共同作業場使用事業者選定

(2) 目的

鳴門市大麻大型共同作業場は、本市の産業振興と市民の就労の場を確保するため、昭和61年3月に整備され、これまで民間事業者による施設利用を通じて地域の産業振興と雇用創出に寄与してきた。

このたび、当作業場を使用する事業者を公募型プロポーザルで選定することで、公平性と透明性の確保、施設の有効活用を通じた地域活性化及び地元雇用の創出を図ることを目的とする。

(3) 対象施設

名称：鳴門市大麻大型共同作業場

所在地：徳島県鳴門市大麻町川崎字堤外574-2

※ 詳細は、添付資料①「施設概要」を参照

(4) 担当部署

担当課 鳴門市産業振興部商工政策課

担当者 赤池、平野

住所 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

連絡先 電話 088-684-1468

FAX 088-684-1339

電子メール shokoseisaku@city.naruto.i-tokushima.jp

2 公募スケジュール

参加表明書等の提出期間	令和8年5月1日(金)～5月21日(木) 正午
質問・現地見学等の受付期間	令和8年5月1日(金)～5月19日(火) 正午
質問の最終回答	令和8年5月20日(水)
参加表明書等の審査結果通知	令和8年5月25日(月)
企画提案書等の受付期間	令和8年5月25日(月)～6月1日(月) 午後5時
提案内容審査(プレゼンテーション)	令和8年6月中旬(予定)
提案内容の審査結果通知	令和8年6月下旬(予定)
詳細協議・使用許可手続き	令和8年7月中
事業実施	令和8年8月1日～

※上記スケジュールは現時点の予定であり、変更となる場合がある。

3 本プロポーザルへの参加

(1) 参加資格の要件

本プロポーザルの参加資格は、公告日を基準日として、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- ② 次のア又はイに該当すること。
 - ア 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている競争入札参加の有資格者であること。
 - イ 上記アに該当しないで参加申請期間の終了までに、別紙①に示す、物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。
- ③ 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱（平成22年4月1日制定）による入札参加資格停止期間中でないこと。
- ④ 鳴門市暴力団排除措置要綱（平成24年8月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。また、経営不振の状態（破産手続き、会社更生手続き、その他類似の手続きを開始されたとき又は手形取引停止処分がなされたとき）にないこと。
- ⑤ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動、宗教活動、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団等の反社会勢力に該当しないこと。
- ⑥ 国税及び地方税に滞納がないこと。

(2) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加表明者」という。）は、提出期間に次の書類を提出すること。

なお、参加表明書等の提出後に、参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式5）を提出すること。

ア 提出期限

令和8年5月21日（木）正午（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送により「1(4)担当部署」宛てに提出すること。郵送の場合は、配達記録が残る方法によるものとし、必ず電話で受付の確認を行うこと。

ウ 提出書類

- ・プロポーザル参加表明書（様式1-1）
- ・共同実施者調書兼誓約書（様式1-2）※複数企業で事業を実施する場合のみ
- ・会社概要（任意様式、パンフレット可）
- ・別紙①に記載の書類（鳴門市物品等一般競争入札（指名競争入札）及び随意契約参加資格者名簿に登録されている者は不要）

エ 参加資格の確認

参加表明者について、「3(1)参加資格」の要件を有するか審査を行うものとする。

なお、参加表明に係る提出書類について、本市から説明を求められた場合、参加表明者はこれに応じなければならない。

オ 確認結果の通知

参加資格の確認結果について、令和8年5月25日(月)までに、電子メールにより通知する。なお、令和8年5月26日(火)正午時点においても電子メールが届かない場合は、必ず「1(4)担当部署」に問い合わせること。

4 質問・現地見学等の受付

(1) 受付期間

令和8年5月1日(金)～令和8年5月19日(火)正午まで

(2) 提出方法等

ア 質問の受付・回答

① 提出方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより質問書(様式2)を添付し、「1(4)担当部署」宛てに提出すること。なお、電子メール送信後は、電話にて受信確認を行うこと。電子メール以外での質問の受付は行わない。

② 質問に対する回答

回答は、本市公式ウェブサイトにおいて随時公表し、令和8年5月20日(水)までに、すべての質問に対する回答を公表する。なお、質問への回答をもって、本募集要領に記載する内容の追加又は修正をしたものとする。

イ 現地見学

① 申込方法

現地の確認を希望する場合は、電子メールにより現地見学申込書(様式3)を添付し、「1(4)担当部署」宛てに提出すること。なお、電子メール送信後は、電話にて受信確認を行うこと。

② 日程調整

担当部署において、日程を調整のうえ希望者に連絡する。

ウ 建築関係図面等の閲覧

① 申請方法

本施設の設計図(大麻大型共同作業場新築工事:昭和59年度)の閲覧を希望する場合は、電子メールまたは持参により、参考図面等閲覧申請書(様式6)を「1(4)担当部署」宛てに提出すること。

② 閲覧方法

市が指定する日時、場所で閲覧すること。図書の持ち出しは不可とするが、図書等を毀損しない方法であれば、転写・写真撮影などは可とする。

5 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ・企画提案書（様式7）
- ・事業計画書（様式8）
- ・資金収支計画書（様式9）
- ・レイアウト図（様式任意）

(2) 企画提案書作成にあたっての留意事項

提案書は「鳴門市大麻大型共同作業場使用事業者選定に係る企画提案書（様式7）」を表紙とし、提案書類一式をまとめて綴じること。

- ① 様式は任意であるが、A4版サイズ（一部A3版の折込可）で作成すること。
- ② 提案に支障のない範囲で両面印刷し、ページ番号を付しておくこと。
- ③ 文字サイズは、10.5ポイント以上を基本とすること。
- ④ 図表等を用いて、正確かつ簡潔明瞭に記載し、資料が過大なものとならないよう十分留意すること。

(3) 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、配達記録が残る方法によるものとし、必ず電話で受付の確認を行うこと。

(5) 提出部数

正本：1部 副本8部

(6) 提出先

「1(4)担当部署」に同じ

6 提案書等の審査及び評価

(1) プレゼンテーション実施日

令和8年6月中旬（予定）

※詳細は、参加表明者に対して別途通知する。

(2) 審査委員会

鳴門市大麻大型共同作業場使用事業者選定に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）により行う。

(3) 評価基準等

ア 評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
運営体制	・事業を円滑に行うための必要な人員の確保、安定的な運営が可能となる財政基盤があるか。	10

経済効果	・地域経済の活性化、周辺地域への波及効果が見込まれる事業であるか。	30
地域貢献	・地域住民の雇用創出など、地域への貢献が図られる事業であるか。	40
実現性	・事業開始までの資金計画や事業内容、スケジュールは実現性の高いものになっているか。	10
継続性	・事業の実施体制・収支計画など、継続的な運営が見込まれる事業であるか。	10
合計		100

イ 得点化について

各評価項目について、次の評価基準を参考に6段階で評価を行う。

評価	評価内容	得点化方式
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	普通	配点×0.60
D	やや劣っている	配点×0.40
E	劣っている	配点×0.20
F	提案がされていない等	配点×0.00

(4) 優先候補者の選定方法

- ① 評価項目ごとに、各審査委員の評価点を加算した合計点を評価点とする。
- ② 評価点の合計点が6割以上となった者のうち、合計点が最も高い者を優先候補者として決定する。なお、最も高い者が複数となった場合は、地元雇用の評価点が最も高い者を、優先候補者として決定する。
- ③ 提案書の提出が1事業者であっても、審査及び評価を行うものとし、6割以上の得点を得た場合には、優先候補者として決定する。
- ④ 選定された優先候補者との詳細協議の結果、事業の実施に至らなかったとき、若しくは不正と認められる行為が判明したときは、次に得点の高かった参加表明者から順に、協議を行うものとする。

7 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、参加表明者全員に対して速やかに通知する。
- (2) 審査結果は、後日、鳴門市公式ウェブサイトにおいて公表する。公表の内容は件名、審査委員会日時及び委員数、参加者数、優先候補者の名称、住所及び代表者氏名、各提案者の各審査項目点及び合計点とする。

なお、優先候補者以外の参加者については、参加者の名称は公表しない。

8 施設使用等に関する条件

(1) 詳細協議・使用許可

優先候補者は、市との詳細協議が整い次第、速やかに「使用許可申請書」を提出するものとし、市は、鳴門市共同作業場条例（平成15年条例第21号）等の規定に基づき使用を許可する。

(2) 使用許可期間

使用許可期間は1年以内（今年度は、令和8年8月1日から令和9年3月31日まで）とし、事業を継続する場合は、毎年度、使用許可申請書を提出すること。

なお、施設の使用を中止する場合は、当該中止の3ヶ月前までにその理由を記載した文書を提出の上、市と協議すること。

(3) 使用料

月額63,200円

※市が発行する納入通知書により、原則一括で納入すること。

(4) 施設改修等

使用者は、自らの負担と責任において事業実施に必要な工事等を行うものとし、施設設備の新設や増改築、若しくは取り壊し等を行う場合は、事前に市と協議を行うこと。ただし、施設の構造に重大な影響を与えるような改造はできない。

(5) 光熱水費等の負担

共同作業場を使用するにあたり必要となる電気代・水道代等の光熱水費や維持管理費、修繕等に要する経費は、使用者の負担とする。

ただし、施設警備、消防設備点検については、市が負担する。

(6) 原状復旧

使用許可期間が満了したとき又は事業を中止するときは、使用者は、自らの負担と責任で原状に回復した上で、市が指定する期日までに返還しなければならない。

(7) 地元雇用・事業運営等

事業を通じて雇用機会の確保を図るとともに、従業員の新規雇用にあたっては、市民や地元からの積極的な雇用に努めること。

また、事業を実施する上での近隣住民への周知、説明対応等については、使用者において誠意をもって行うこと。

(8) その他使用上の制約

施設設備は、目的外に使用してはならない。また、事前に市の承諾を得ないで、使用許可の権利譲渡し、または転貸してはならない。

物件に数量の不足、隠れた瑕疵（土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物、雨漏り、カビ等を含む）を発見した場合など、市では、すべての土地・建物に関する責任の一切を負担しないものとし、事業者は、損害賠償請求はできないものとする。

なお、施設の改修等において、万一アスベスト（石綿）が確認された場合は、関係法令等を遵守し、使用者の責任と費用負担において処理すること。

9 留意事項

- ① 提案書等の作成等、本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加表明者の負担とする。
- ② 提出された書類等は、返却しない。
- ③ 提出された提案書等は、本件での選定以外に使用しないものとし、鳴門市文書管理規則に従い、責任を持って管理及び廃棄する。なお、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号）に基づく公文書開示請求などにより公開することがある。
- ④ 施設の使用許可後、本提案における不正・虚偽記載等が認められる行為が判明した場合は、使用を停止し、または取り消しできるものとする。
- ⑤ 企画提案書等に含まれる著作権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任はすべて提案者が負う。
- ⑥ 審査結果に係る問合せ、不服申立ては、一切受け付けないものとする。